

監査結果に係る措置通知書

令和7年7月29日現在

対象部局等	建設部	路政課
指摘事項の内容	収入事務関係 調定・徴収事務関係 道路占用料において、占用料の算出に誤りがあるものがあった。 (福島市道路占用料徴収条例第2条及び第7条)	
講じた措置の内容	【原因】 道路占用料の算出において、条例による算出方法を把握していましたが、福島県及び県内の他市町村では、福島県土木部作成の【道路管理事務手引き】に記載の計算手順を用いた占用料の算出を行ってありましたので、占用者に対し統一した対応を行うため、県の手引きによる算定方法を採用してありました。 【対応】 今年度中に、県の手引きに記載の計算手順を道路占用料徴収条例に組み込む改正を道路占用料の金額改定の際に併せて行います。	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。